

平成24年4月 定例会議

平成24年度

第1回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成24年4月19日

みどり市教育委員会

平成24年度 第1回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成24年4月19日(木) 午後3時40分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 清 水 恒 夫
2番委員 丹 羽 千津子
3番委員 松 崎 靖
4番委員 山 同 善 子
5番委員 尾 崎 享 子
- ・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 藤 生 安 喜 夫
教育総務課長 田 村 栄 助
学校教育課長 石 井 逸 雄
学校計画課長 小 林 幹 児
社会教育課長 若 月 省 吾
文化財課長 関 口 渉
- ・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 根 岸 美 佳
- ・事務局職員欠席者 : 教育総務課総務係 石 原 亨 夫

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第1号 平成24・25年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について
- ・日程第5 : 議案第2号 みどり市大間々博物館条例の一部を改正する条例について
- ・日程第6 : 議案第3号 みどり市陶器と良寛書の館条例の一部を改正する条例について

・日程第7 ：議案第4号 みどり市奨学資金貸与者の決定について

・開会：午後3時40分

(委員長) ただいまから平成24年度第1回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番3番の松崎靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成24年4月19日（木）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 報告第1 教育長報告について

(委員長) 日程第3、報告第1 教育長報告について、尾崎教育長の方からお願いいたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第1号 平成24・25年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について

(委員長) 日程第4、議案第1号 平成24・25年度みどり市青少年センター補

導員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(山同委員) 規則の第2条のところに事業の内容が掲げてございますが、例えば去年度はどのような実績があったのでしょうか。

(社会教育課長) 例えば条例施行規則の第2条第1項にあります青少年非行の早期発見と補導という部分で、現在お願いしています補導員の方が活躍されているわけですが、基本的に一番大きい部分では、中学校ごとに大体週末が多いのですが、夜間のパトロールをお願いしています。いわゆる青色パトロールをその地域の小学校と中学校のPTAの役員の方と先生方で、グループを作っていただき、各地域ごとにパトロールをしていただいています。それから青少年に関する相談といいますのは、第7条にございます。青少年センターの事業を推進するために、みどり市青少年相談員を置く。これはまた、毎週土曜日にヤングテレフォンということで事業をさせていただいています。そのようないろいろな事業を行っています。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第1号 平成24・25年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

- ・日程第5 議案第2号 みどり市大間々博物館条例の一部を改正する条例について
- ・日程第6 議案第3号 みどり市陶器と良寛書の館条例の一部を改正する条例について

(委員長) 説明が文化財課長ということで、一括でどうだろうということなのですが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい

(委員長) 日程第5、議案第2号 みどり市大間々博物館条例の一部を改正する条例についてと日程第6、議案第3号 みどり市陶器と良寛書の館条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、関口文化財課長より内容説明をお願いいたします。

(文化財課長) (内容：説明資料)

(委員長) 関口課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第2号 みどり市大間々博物館条例の一部を改正する条例についてと日程第6、議案第3号 みどり市陶器と良寛書の館条例の一部を改正する条例の2つについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

- ・日程第7 議案第4号 みどり市奨学資金貸与者の決定について

(委員長) 日程第7、議案第4号 みどり市奨学資金貸与者の決定について、を上

程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

担当が来ておりますので、詳細等説明させていただく中でご審議いただけたらと思います。よろしくお願いします。

(西原主事) 平成24年度みどり市奨学資金申請者が、27名いらっしゃいます。地区別に分けますと、笠懸地区が20名、大間々地区が7名、東地区が今年度は申請者がいらっしゃいませんでした。広報の状況ですが、みどり市の広報2月号及び3月号に記事を掲載させていただきまして周知するとともに、2月26日日曜日に住民向けの説明会を開催いたしました。平成23年度は6組9名の参加しか居ませんでしたが、24年度につきましては、13組18名の方々に参加していただくことができました。その他に昨年度から各庁舎及び市民体育館等でポスターの掲示を行っていたのですが、今年度は掲示場所を増やさせていただき、市内中学校5校及び県内のみどり市からの進学者がいらっしゃる、公立高校33校と私立高校10校に掲示をお願いし、ポスターを貼らせていただきました。それ以外に市内の駅や市役所あるいは社会教育施設等でも掲示をお願いしました。その結果27名という方が申請をしていただいたことになるのですが、申請をしていただいた方々の中で、主に所得の面で気になる方がいらっしゃいましたので、そういった方々を中心に今年度審議をしていただければと思っております。奨学金の認定の条件としてみどり市1年を超えて居住をすることですとか税金の滞納が無いですとかそういった条件がありますが、他の条件につきましてはすべて事務局の方で、事前に書類を審査させていただいて問題はなかったのですが、先程申し上げた収入、所得の状況で用紙の中で左から大学名、生年月日、金額、家族状況、世帯の合計の収入あるいは所

得、申請理由、連帯保証人という形で項目をもうけさせていただいておりますが、申請者の方々の中で2番の専門学校に通われる方が世帯合計の収入で1,000万円を超えています。続いて10番目の大学に通われる方が、世帯の合計の収入所得が1,016万5千円、13番の短期大学に進学される方が、世帯合計収入所得が1,222万7千円、18番の大学院に通われている方が、1,285万7千円となっております。内訳になりますが、2番の方が父母の他に兄も働かれているということと祖母が年金の収入があり年金を含めると1,000万円を上回ってしまうという状況です。続いて10番、父母働かれているということで2人合わせると1,000万円を超えてしまう、13番、父母以外にも兄等収入がある状況ですべてを合算すると1,200万円を超えています。18番、昨年度弟が奨学金申請ありまして認定をしていただきましたが、昨年度議論の中で父母だけではなく世帯全員で1,000万円を一つの目安として定めるのはどうかということで各教育委員さんからご意見を頂戴したところですので、そういった基準を考えると今年度は1,000万円を上回ってしまっていて議論していただければと思っているところでございます。

(委員長) 何かご質疑ありましたらお願いいたします。

(丹羽委員) 19番の方オーバーしているわけではないのですが、父会社員でハテナになっているのはどういうことですか。

(西原主事) こちらの方は、お父様が海外に単身赴任をされていて、直近の収入状況が市の方のデータベースですと確認できない状況で、21年度の時点で収入が560万円程度だった状況であります。

(丹羽委員) この方も世帯の合計だと1,000万円以上になるということですか。

(西原主事) 具体的に直近の数字は分からないのですが、20年度基準として考えると1,000万円かかってくるところです。

(山同委員) 今、所得のことが話に出ていますが、この所得というのは一般にこちらから調査したという形なのですか。例えば源泉票を出してもらったとかで

はないのですか。

(西原主事) 源泉票等は、ご提出はお願いしておりません。市の方で、住民税等で計算するのに収入状況等をデータベースで管理していますので、こちらに今書かせていただいているのが、給与の総支払額ですので、所得税や各種税等を引かれる前の総支給額がこちらの数字になります。

(教育総務課長) 給与につきましては、収入という形で経費を含まれていますが、給与以外の農業や自営の方につきましては、例えば農業所得という形で所得の方を入れさせていただいております。なぜ所得かと申しますと税務関係のデータベースこちらが所得という給与以外は所得のみの表示だったものですので、所得という形の金額を入れさせていただいております。今回12番につきまして、収入というところを確認させていただきました。

(西原主事) 収入ですと1,805万8千円で、そこからもろもろ経費等を引いた金額で所得としては280万円申告をいただいております。

(教育総務課長) 自営業の方についても、収入金額というところで確認をさせていただきましたがその中で、合計収入が1,000万円を超えるお宅というのは12番以外ありませんでした。ただどういう理由があって280万円に落ちているか、人を雇ってその分を支払っているなどの状況が分かりませんが、収入で1,800万円、所得で280万円という状況です。個々にご審議頂けたらと思います。

(山同委員) これが仮に借りられなかった場合これは何かと併用できるのですか。

(西原主事) みどり市の奨学金と併用は出来ないのですが、スケジュール的にはこの後、日本学生支援機構などの奨学金を申し込むことも時期的には間に合います。

(山同委員) 所得の中に自宅からの子と県外へ行っている子という欄はなかったのですよね。

(教育総務課長) 特にございません。

(委員長) 2番の方はどうでしょうか。

(教育長) 1, 000万円を超えているというところで、一つのラインとしては自力で頑張っていただくか、育英資金の方へ申請していただいて別の資金を借りていただくという方法があると思いますが。

(全委員) 認められないで良いと思います。

(委員長) 10番の方はどうでしょうか。

(全委員) 認められないで良いと思います。

(委員長) 13番の方はどうでしょうか。

(全委員) 認められないで良いと思います。

(委員長) 18番の方はどうでしょうか。

(全委員) 認められないで良いと思います。

(委員長) 12番の方はどうでしょうか。

(丹羽委員) 必要経費というのは母と祖母に払っていく所得も引くのですか。

(教育総務課長) それもちろん引きますが、たぶんその他に例えば機械や燃料代や人を雇って農業していた場合、その方にも人件費でお金を払いますので、そこまでなかなか確認が出来ませんでした。1, 800万円と280万円ではかなりの差があるものですからそこら辺をどう捉えるかというところなのですが、世帯でいうと年間640万円ですので生活出来ないわけではないと思います。ただ一人で280万円の農業所得の場合それをどう捉えるかということになります。

(委員長) お兄さんも奨学金を貰っているということですが、いつ貰っているのですか。

(西原主事) 平成22年度に大学院生の方が、認定されて平成23年度に下の大学生のお兄さんが認定されています。

(委員長) 12番の方はどうでしょうか。

(全委員) この数字で見れば認定するしかないと思いますが。

(委員長) そうしますともう一度確認させていただきますと2番、10番、13番、1

8番の方については認められない。他の申請者については認められる。と
いうことで確認をさせて貰います。そういう意味で日程第7、議案第4号
みどり市奨学資金貸与者の決定について、本案を原案のとおり決定してよ
ろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦労様でした。

・閉会：午後4時50分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について (報告)
- ・日程第4 : 議案第1号 平成24・25年度みどり市青少年センター補導員の委
嘱について (可決)
- ・日程第5 : 議案第2号 みどり市大間々博物館条例の一部を改正する条例につい
て (可決)
- ・日程第6 : 議案第3号 みどり市陶器と良寛書の館条例の一部を改正する条例に
ついて (可決)
- ・日程第7 : 議案第4号 みどり市奨学資金貸与者の決定について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成24年4月19日

みどり市教育委員会委員長

印

會議錄署名人 番委員

印

會議錄作成者 書 記

印